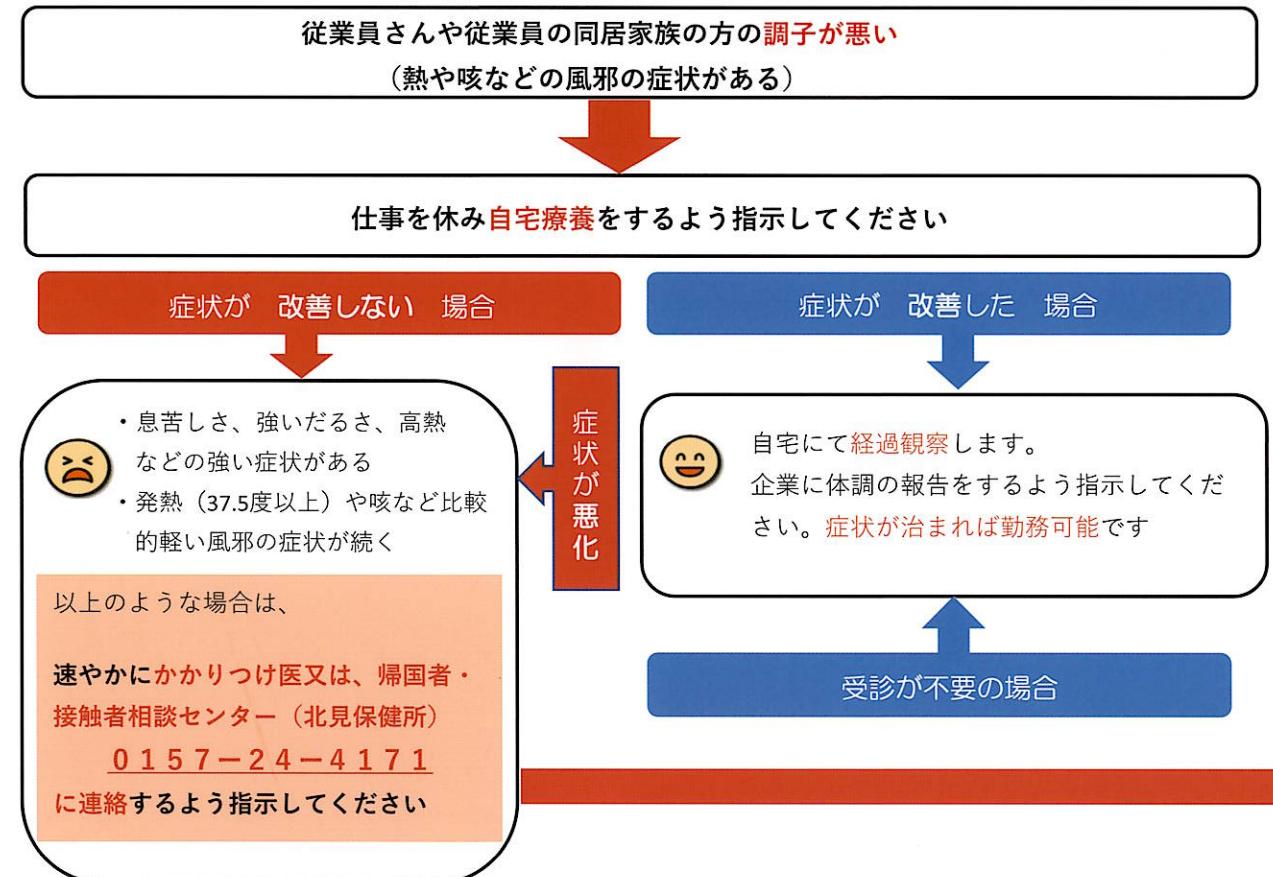


# 新型コロナウイルス感染症



**【企業の普段からの備え】**

- ・コロナ対策責任者や担当者を決めます。また、感染疑い時の報告基準や報告ルートを決めておきます
- ・陽性者が出了際の对外公表の方法や監督当局などへの報告基準を確認しておきます
- ・労使にて特別休暇や手当、在宅勤務について協議し、安心して休める環境を整備しておきます
- ・消毒作業をお願いできる清掃業者を探しておきます
- ・日々の消毒作業を励行(特に電話の受話器・ドアノブ等は念入りに)すると共に消毒用薬剤などを備置しておきます
- ・BCP(事業継続計画)の策定も検討してください

## ※1 「濃厚接触者」とは

国立感染症研究所によると、「患者(確定例)」(「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ)の感染可能期間(発症した2日前から隔離開始まで)に接触した者のうち、次の範囲に該当する者を指す

- ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内・航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他:手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者  
(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染症を総合的に判断する)

# 対応フローチャート

